

使用済み二輪車流通実態調査
(自治体アンケート結果)

2013年10月

公益社団法人全国都市清掃会議

(株)佐野環境都市計画事務所

目 次

1 アンケート調査の実施要領	1
1-1 目的	1
1-2 対象	1
1-3 調査方法	1
1-4 期間	1
1-5 回収率.....	2
1-6 本報告書における用語の定義.....	2
2 調査結果まとめ	4
3 調査結果の詳細	7
3-1 使用済み二輪車（オートバイ）の取扱いについて.....	7
3-2 二輪車リサイクルシステムの認知度	12
3-3 「二輪車（オートバイ）リサイクルシステム」の利用.....	15
3-4 放置車両について	18
3-5 不法投棄車両について.....	23
3-6 その他.....	27
参考) アンケート調査票	30

図表目次

図 1	住民からの廃棄二輪車引取有無 (n=856)	7
図 2	引取車両の排気量 (n=109)	7
図 3	引取車両の扱い (n=109)	8
図 4	売却先 (n=49)	9
図 5	適正処理困難物への指定有無 (n=747)	10
図 6	適正処理困難物指定の根拠 (n=428)	10
図 7	自治体が引き取らない場合の引取先案内の有無 (n=747)	11
図 8	案内する引取先の具体 (n=571)	11
図 9	二輪車リサイクルシステムの認知度 (n=856)	12
図 10	住民への案内方法 (n=525)	12
図 11	二輪車リサイクルシステムの利用有無 (n=525)	13
図 12	自治体登録制度の認知度 (n=525)	13
図 13	処理再資源化費用の無料化の認知度 (n=525)	14
図 14	二輪車リサイクルシステムの今後の活用有無 (n=856)	15
図 15	二輪車リサイクルシステムを活用する理由 (n=142)	15
図 16	廃棄見込みの有無 (n=142)	16
図 17	二輪車リサイクルシステムを活用しない理由 (n=267)	16
図 18	放置車両の有無 (n=856)	18
図 19	放置場所 (n=220)	19
図 20	放置車両撤去後の扱い (n=856)	20
図 21	撤去後の所有者確認及び盗難届出確認実施の有無 (n=814)	21
図 22	撤去後の扱に関する条例の有無 (n=814)	22
図 23	不法投棄車両の有無 (n=856)	23
図 24	不法投棄場所 (n=245)	24
図 25	不法投棄車両撤去後の扱い (n=856)	25
図 26	不法投棄車両の扱いに関する条例の有無 (n=803)	26
図 27	適正処理が困難な廃棄物の有無 (n=856)	27
表 1	本調査対象の母数及び回収率	2
表 2	放置車両、不法投棄車両 (把握自治体数、台数まとめ)	5
表 3	引取台数の把握の有無・平均引取台数	8
表 4	放置車両台数	18
表 5	Q8 で売却と回答した自治体×Q10 の条例の有無	21
表 6	不法投棄台数	23
表 7	Q13 で売却と回答した自治体×Q14 の条例の有無	26

表 8 適正処理が困難な廃棄物及び困難な理由	28
------------------------------	----

1 アンケート調査の実施要領

1-1 目的

本調査は、自治体における、①使用済み二輪車の引取実態、②二輪車リサイクル自主取組みの認知度（「二輪車リサイクルシステム」と「自治体排出車両受入れシステム」）、③利用に対する自治体の意思、及び④放置車両・不法投棄車両の発生台数（推計）、を把握することを目的とする。

1-2 対象

公益社団法人全国都市清掃会議（以下、「全都清¹」）の協力のもと、全市区町村 1,742（平成 25 年 4 月 1 日現在）（人口 128,857,352 人）を対象とした上、東日本大震災による福島原子力発電所の放射線汚染事故を受けて、遠隔地に避難を続ける福島県の 4 町 2 村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除外し、合計 1,736 自治体（127,994,259 人）を対象とした。

1-3 調査方法

調査票及び回答は、全国都市清掃会議会員に対してはメール、非会員に対しては郵送で配布し、原則として Web 上の回答とし、Web 回答できない場合には、Fax で回収した。また、一部の不明瞭な回答内容については個別に電話確認を実施した。

1-4 期間

調査票配布、実査は以下の日程で実施した。

（2013 年）

8 月 6 日 調査票配布

8 月 7 日～9 月 13 日 回答期間

9 月 24 日 集計

¹全都清は、地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な事業を通じて、清掃事業の円滑な推進を図ることを目的とした組織であり、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合を正会員としている。

1-5 回収率

回収率を表1に示す。調査票送付先1,736自治体のうち、856自治体より回答があり、回収率は49.3%であった。全都清会員非会員の別で、回答率をみると、会員が45.8%、非会員が52.9%であった。

表1 本調査対象の母数及び回収率

調査対象	母数 (N)	有効回答数 (n)	回収率 (%)
正会員市区町村	888	407	45.8
人口	106,113,546	74,758,509	--
非会員市町村	848	449	52.9
人口	21,880,713	14,267,643	--
総数 (※1)	1,736	856	49.3
総人口 (※2)	127,994,259	89,026,152	--

※1 被災自治体の一部（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除く。

※2 出典：総務省統計局「国勢調査報告」平成22年10月1日

1-6 本報告書における用語の定義

本報告書においては、以下のように用語を定める²。

・二輪車：

道路交通法と道路運送車両法によって、以下のように区分が異なっている。道路交通法は、道路交通に関する規定であり、道路運送車両法は、車両の技術基準についての規定である。本報告書では、道路運送車両法の区分に基づく車種の捉え方を踏まえつつも、ユーザー認知度調査、自治体認知度調査では、50cc以下と51cc以上の区分を設け、調査実施した。これは、多くの自治体において、自治体の処理施設の能力の都合上、50ccまでの車両を、粗大ゴミとして扱っており、50ccがひとつの目安になっていることによる。ユーザー認知度調査においても、全体で比較しやすくするため、50cc以下と51cc以上での区分を用いた。

・使用済み二輪車：

ユーザーが使用したのち、廃棄、売却を問わず手放したものの、とする。

・廃棄二輪車：

ユーザーが廃棄の意図をもって手放したものの、とする。

² 2008年調査との比較を容易とするため、定義は同じとした。

・中古二輪車：

国内で販売され、購入者が購入後、これを売却したもの、とする。

・放置車両：

所有者に車両を使用する意思はあるものの、駅前駐車場などに長期間放置されているもの（自治体向け調査においては、車両にナンバープレートがついているもの、と整理）、とする。

・不法投棄車両：

所有者等が使用する意思を失くした車両を河川敷や山中などに投棄されたもの（自治体向け調査においては、車両にナンバープレートがついていないもの、と整理）、とする。

参考) 二輪車の法律上の区分

排気量 (cc)	道路運送車両法	道路交通法	
		免許の種類	車両の区分
0～50	第一種 原動機付自転車 (原付第一種)	原動機付自転車免許 (原付免許)	原動機付自転車 (原付)
～125	第二種 原動機付自転車 (原付第二種)	普通自動二輪車免許 (小型限定) [AT 小型限定普通二輪 免許]	普通自動二輪車 (普通二輪)
～250	二輪の軽自動車 (軽二輪)	普通自動二輪車免許 (普通二輪免許) [AT 車限定普通二輪免 許]	
～400	二輪の小型自動 車 (小型二輪)	大型自動二輪車免許 (大型二輪免許) [AT 限定大型二輪免許 650cc]	大型自動二輪車 (大型二輪)
400超			

2 調査結果まとめ

① 二輪車リサイクルシステムの認知度

二輪車リサイクルシステムの認知であるが、「知っている」が 61.3% (525 自治体)、「知らない」が 38.6% (330 自治体) であった (n=856、不明 1) (Q2)。「知っている」と回答した自治体の住民への当システムの案内方法は、「問い合わせ時に口頭案内」が最も多く、77.0% (404 自治体) であり、次いで、「ごみカレンダー等への掲載」が 47.4% (249 自治体)、また、「HP に掲載」が 40.2% (211 自治体) であった (n=525、複数回答) (Q2-1)。

当システムを「知っている」とした 525 自治体のうち、「自らが排出者となり当システムを利用したことがある」は 34 自治体 (Q2-2)、排出前に必要情報を (公財) 自動車リサイクル促進センター二輪車事業部に登録する『自治体登録制度』を「知っている」が 215 自治体であった (Q3)。また、当システムは処理再資源化費用が無料であるが、この点については 360 自治体が「知っている」と回答している (Q4)。

当システムの今後の活用については、「活用する」が 16.6% (142 自治体)、「活用しない」が 31.2% (267 自治体)、「わからない」が 52.1% (446 自治体) であった (n=856、不明 1) (Q5)。「活用する」場合の理由としては、「無料」が最も多く 86.6% (123 自治体)、次いで「安心して処理委託できる」が 71.8% (102 自治体) であった (n=142、複数回答) (Q5-1)。一方、「活用しない」場合は、「自らが排出者となることは無いため」が圧倒的に多く、82.8% (221 自治体) であった (n=267、複数回答) (Q5-3)。

以上より、当システムは半数以上の自治体担当者に知られているものの、活用されない一方で、活用される場合には、無料で安心できる点が評価されていることがわかる。

② 使用済み二輪車流通実態

自治体の廃棄物担当部署に対し、住民からの二輪車引取有無を訊いたところ、87.3% (747 自治体) が引き取っておらず、「引取っている」自治体は 12.7% (109 自治体) であった (n=856) (Q1)。引取っている場合、引取車両は「50cc 以下のみ」が 80.7% (88 自治体) と多数を占めた (n=109) (Q1-1)。引取後の扱いは、「売却」が 45.0% (49 自治体)、「自らの施設で処分」が 43.1% (47 自治体)、「産業廃棄物処理業者への処分委託」が 18.3% (20 自治体) であった (n=109、複数回答) (Q1-3)。因みに、売却の場合は、全回答者が資源業者への売却としている (Q1-3-1)。

一方で、「引取らない」自治体の場合、適正処理困難物としている自治体が 57.3% (428 自治体) であった (n=747) (Q1-4)。その根拠として、条例、要綱の有無を訊いたところ、条例、要綱ともに無い、が 64.3% (275 自治体) であった (n=428) (Q1-4-1)。また、引取らない自治体の 76.4% (571 自治体) が引取先を案内している (n=747) (Q1-5)。案内先としては「二輪車販売店」が 70.9% (405 自治体) と最も多く、「二輪車リサイクルシステム」が 54.5% (311 自治体) となっている (n=571、複数回答) (Q1-5-1)。

これらの結果からは、ほとんどの自治体が廃棄二輪車を引き取らず、引き取る場合は、50cc 以下のみの車両であり、引取後は資源業者に売却するか、自治体の施設で処分してお

り、引き取らない場合は、条例・要綱に拠らないが適正処理困難物とし、引取先として二輪車販売店や二輪車リサイクルシステムを案内している、という実態が浮かび上がる。

自治体所轄エリアにおける放置車両、不法投棄車両については、放置車両が「ある」は25.7% (220自治体)、「なし」は37.1% (318自治体)、「把握していない」が35.7% (306自治体)であった (n=856、不明12) (Q7)。これに対し、不法投棄は、それぞれ、28.6% (245自治体)、35.9% (307自治体)、34.8% (298自治体)であった (n=856、不明6) (Q12)。

放置車両、不法投棄があるとした場合の台数について平成24・23・22年各年で把握の有無を確認し、把握している場合の台数を平均、最高、合計で整理した。その結果、把握の有無については放置車両、不法投棄の間で各年とも大差はないが、台数においては、一自治体あたり平均台数、最大台数ともに、放置車両が不法投棄車両を大きく上回り、また、数値を把握している自治体の示した台数を合計した合計台数についても、放置車両が不法投棄車両を上回り、3倍であった (表2参照)。

表2 放置車両、不法投棄車両 (把握自治体数、台数まとめ)

	有 ():自治体 数	無 ():自治 体数	有無の 把握無 ():自治 体数	平成 (年)	年毎の台数把握有無 自治体数		把握している場合の 台数		
					把握有	把握無	平均 台数	最大 台数	合計 台数
放置	25.7%	37.1%	35.7%	24	167	53	19.1	593	3,190
	(220)	(318)	(306)	23	160	60	21.41	941	3,426
	(n=856、不明12)			22	158	62	23.06	1,187	3,463
不法 投棄	28.6%	35.9%	34.8%	24	164	81	6.25	101	1,025
	(245)	(307)	(298)	23	153	92	6.67	96	1,021
	(n=856、不明6)			22	142	103	6.59	114	936

放置車両撤去後は、委託処分が最も多く、一廃として処分が18.5% (158自治体)、産廃として処分が15.1% (129自治体)であり、売却は、車両のみ、他の金属と併せて、を合算して、11.1% (95自治体)であった (n=856、複数回答) (Q8)。

不法投棄においても同様の傾向が見られ、一廃として委託処分が19.4% (166自治体)、産廃として15.9% (136自治体)、売却は、車両のみ、他の金属と併せてを合算して、9.6% (82自治体)であった (n=856、複数回答) (Q13)。

これらの扱いに関し根拠となる条例の有無をきいたところ、放置車両では21.0% (171自治体) (n=814) (Q10)、不法投棄車両では9.2% (74自治体)が「あり」であった (n=803) (Q14)。

以上より、不法投棄があるとする自治体が放置車両の場合に比べて多いものの、台数としては、放置車両の方が不法投棄よりも多数であり、撤去後は、売却よりは委託処分されていることがわかる。

【まとめ】

認知度結果：

- 半数以上の自治体担当者に知られているが、活用されていない
- 活用される場合には、無料で安心できる点が評価されている

流通実態結果：

- ほとんどの自治体では廃二輪車を引き取っていない
- 引き取らない場合は、条例・要綱に拠らないが適正処理困難物としている。
引取先として二輪車販売店や二輪車リサイクルシステムを案内
- 平均台数、最大台数、合計台数ともに、不法投棄車両より放置車両が多い
- 撤去後は、売却よりは委託処分

3 調査結果の詳細

3-1 使用済み二輪車（オートバイ）の取扱いについて

(1) 廃棄二輪車の引取有無

【Q1】住民から廃棄二輪車（オートバイ）を引き取っていますか（SA）

- ▶ 「引取っていない」と回答した自治体は 87.3%（747 自治体）であり、「引取っている」と回答した自治体 12.7%（109 自治体）を大きく上回った。（n=856）（図 1）

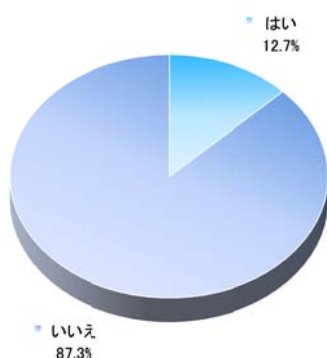


図 1 住民からの廃棄二輪車引取有無 (n=856)

(2) 引取車両の詳細

【Q1-1】引取車両の種類は次のうちいずれですか（SA）

- ▶ 「引取っている」と回答した自治体（n=109）のうち、「50cc 以下のみ」の車両を引取るとした自治体は 80.7%（88 自治体）、全排気量が 17.4%（19 自治体）、「50cc 以上のみ」との回答が 0.9%（1 自治体であった）。（図 2）

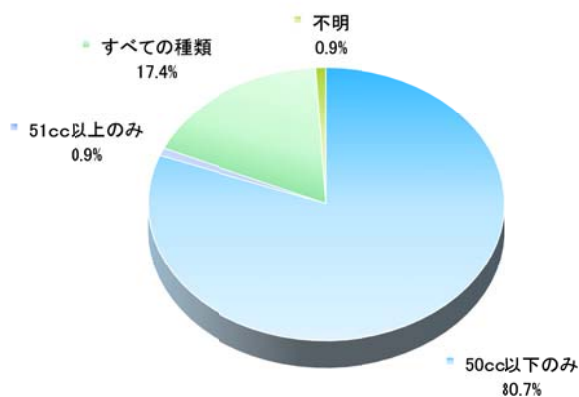


図 2 引取車両の排気量 (n=109)

【Q1-2】 引取台数は約何台ですか

- ▶ Q1で「引き取っている」と回答した自治体 (n=109) に、H24、23、22年の3か年の引取台数を訊いたところ、「把握していない」と回答した自治体が半数以上あったが (H24 : 67、H23 : 70、H22 : 70)、「把握している」自治体の場合、年によって多少の差はあるものの、1自治体あたり平均 15 台前後であった。ただし、自治体によって引取台数の差は大きく、H23年には、136 台を引取っている自治体があった。(表 3)

表 3 引取台数の把握の有無・平均引取台数

年	引取台数を「把握している」	引取台数を「把握していない」	把握している場合	
			平均引取台数	最大引取台数
24	42 自治体	67 自治体	12.31 台	83 台
23	39 自治体	70 自治体	15.92 台	136 台
22	39 自治体	70 自治体	14.69 台	117 台

【Q1-3】 引取車両はどのように扱いますか (MA)

- ▶ Q1で「引き取っている」と回答した自治体 (n=109) の引取後の扱いについては、「売却」が 45.0% (49 自治体)、「産業廃棄物処理業者への処分委託」が 18.3% (20 自治体)、「自らの施設で処分」が 43.1% (47 自治体) であった。(図 3)

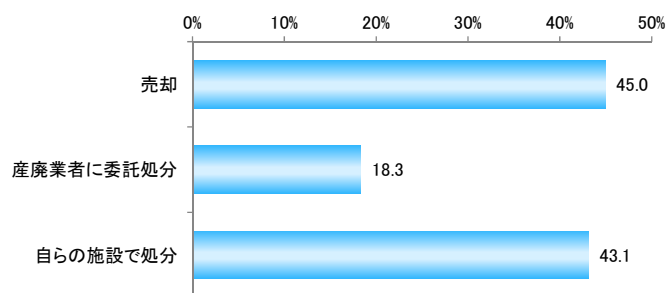


図 3 引取車両の扱い (n=109)

- ▶ 「売却する」とした場合(n=49)の売却先としては、回答自治体の全てが「資源業者」であり、中古車買取業者への売却は無かった。(図 4)

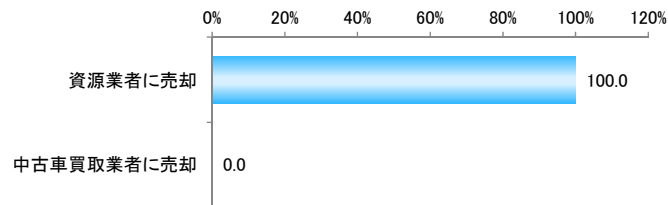


図 4 売却先 (n=49)

(3) 引取らない場合の「適正処理困難物」指定有無

【Q1-4】 二輪車（オートバイ）を適正処理困難物に指定していますか（SA）

- ▶ Q1 において、住民から廃棄二輪車を「引取っていない」と回答した自治体（n=747）に対し、適正処理困難物指定の有無を聞いたところ、「指定している」が 57.3%（428 自治体）、「指定していない」が 41.2%（308 自治体）であった。（図 5）



図 5 適正処理困難物への指定有無（n=747）

- ▶ Q1-4 で適正処理困難物に「指定している」と回答した自治体（n=428）に対し、その根拠として条例または要綱の有無について訊いたところ、「条例」によるものが 11.0%（47 自治体）、条例は無いが「要綱等」で指定が 23.8%（102 自治体）であり、「条例も要綱等もない」が 64.3%（275 自治体）であった。（図 6）

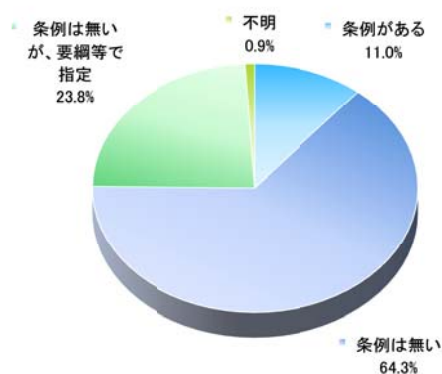


図 6 適正処理困難物指定の根拠（n=428）

(4) 引取先の案内

【Q1-5】引取先を案内していますか (SA)

案内している場合の案内先はどこですか (MA)

- ▶ 住民から廃棄二輪車を「引取っていない」と回答した自治体 (n=747) に対し、引取先案内をしているかどうかを訊いたところ、「案内している」が 76.4% (571 自治体)、「案内していない」が 22.5% (168 自治体) であった。(図 7)

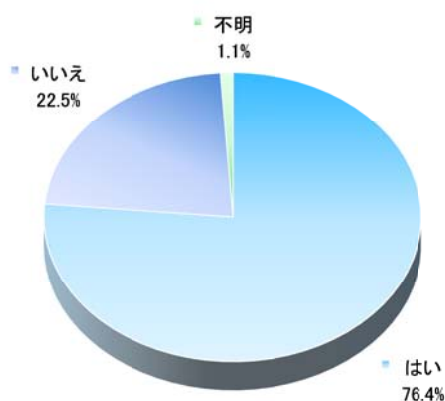


図 7 自治体が引き取らない場合の引取先案内の有無 (n=747)

- ▶ 案内していると回答した場合の案内先としては、「二輪車販売店」が最も多く、70.9% (405 自治体) であった。次いで、「二輪車リサイクルシステムのホームページ URL」、「コールセンター電話番号」であり、54.5% (311 自治体) であった。また、「近隣の産業廃棄物処理業者」が 28.0% (160 自治体) であった (n=571)。(図 8)

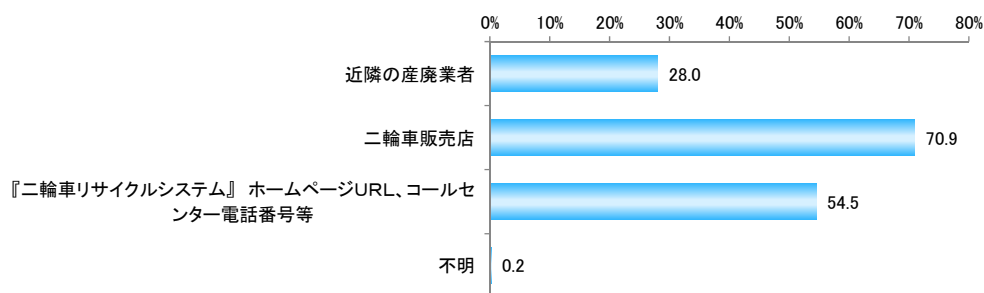


図 8 案内する引取先の具体 (n=571)

3-2 二輪車リサイクルシステムの認知度

(1) 「二輪車（オートバイ）リサイクルシステム」の認知、案内方法

【Q2】『二輪車リサイクルシステム』についてご存知ですか (SA)

【Q2-1】住民への案内方法はどのようなものですか (MA)

- ▶ 『二輪車リサイクルシステム』を知っているかどうかの問に対し、「知っている」は、61.3% (525 自治体)。「知らなかった」は 38.6% (330 自治体)であった (n=856)。(図 9)



図 9 二輪車リサイクルシステムの認知度 (n=856)

- ▶ 「知っている」と回答した自治体 (n=525) に対し、住民への案内方法を訊いたところ、「問い合わせを受けた際、口頭で案内する」が最も多く、77.0% (404 自治体)であった。次いで、「ごみカレンダー・ごみの出し方冊子への掲載」が 47.4% (249 自治体)、「HP に掲載」が 40.2% (211 自治体)であった。(図 10)

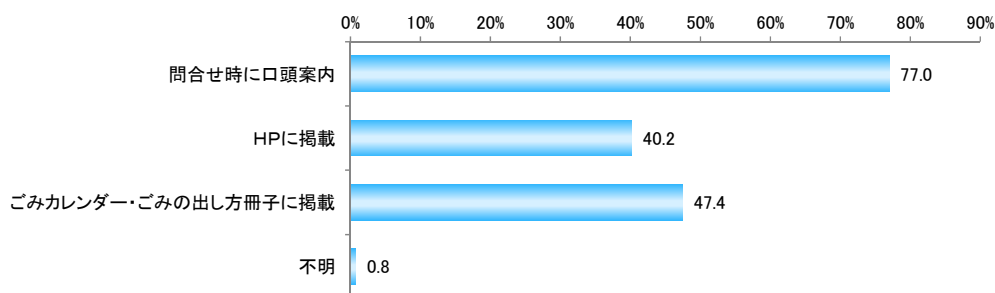


図 10 住民への案内方法 (n=525)

(1) 二輪車リサイクルシステムの利用

【Q2-2】貴自治体が排出者となり、二輪車リサイクルシステムに処理を依頼したことはありますか (SA)

- ▶ 『二輪車リサイクルシステム』を知っていると回答した自治体の内、自らが当システムを利用したことがあるものは、6.5% (34自治体) であった。(n=525) (図 11)

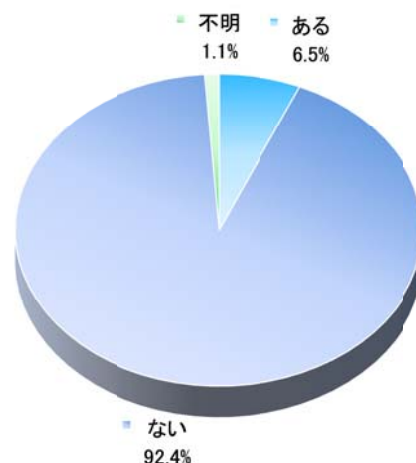


図 11 二輪車リサイクルシステムの利用有無 (n=525)

【Q3】『二輪車リサイクルシステム』では、自治体が排出者となって廃棄する場合の「自治体登録制度」があることをご存知ですか (SA)

- ▶ 『二輪車リサイクルシステム』を知っていると回答した自治体 (n=525) の内、「自治体登録制度」について「知っている」が 41.0% (215自治体)、「知らない」が 58.5% (307自治体) であった。(図 12)



図 12 自治体登録制度の認知度 (n=525)

【Q4】『二輪車リサイクルシステム』を利用する場合、2011年10月より、処理・再資源化費用が無料となったことをご存知ですか（SA）

- ▶ 『二輪車リサイクルシステム』を知っていると回答した自治体（n=525）の内、「処理・再資源化費用が無料になった」点について「知っている」が68.6%（360自治体）、「知らない」が30.7%（161自治体）であった。（図13）

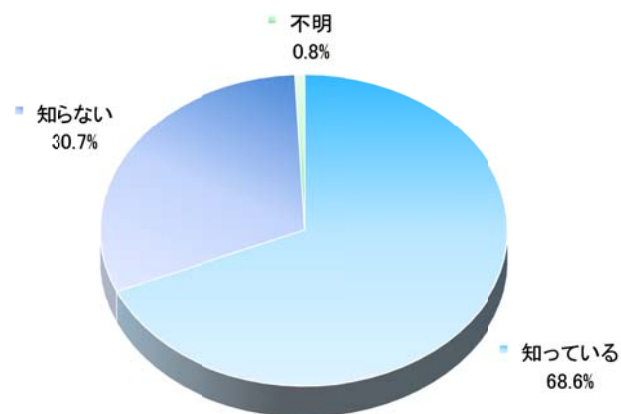


図 13 処理再資源化費用の無料化の認知度（n=525）

3-3 二輪車（オートバイ）リサイクルシステムの利用

(1) 今後の制度活用

【Q5】2011年10月以降『二輪車（オートバイ）リサイクルシステム』の指定引取場所に持込まれた廃棄二輪車（オートバイ）は費用を廃棄時徴収されることなく引き取られています。貴自治体は、今後、この制度を活用しますか（活用実績のある自治体の場合は、「1. 活用する」を選択してください。）（SA）

- ▶ 『二輪車リサイクルシステム』を「活用する」が16.6%（142自治体）、「活用しない」が31.2%（267自治体）、「わからない」が52.1%（446自治体）であった。（n=856）（図14）

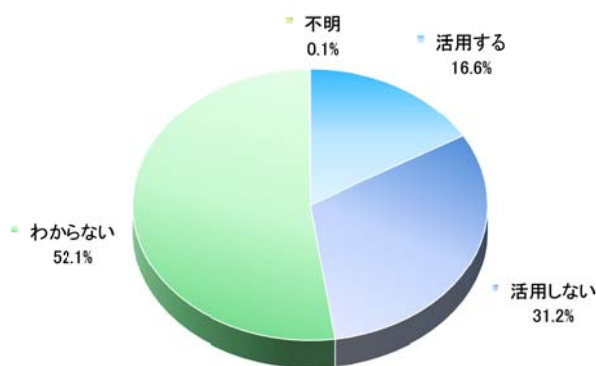


図14 二輪車リサイクルシステムの今後の活用有無（n=856）

【Q5-1】活用する理由は次のうちどれですか（MA）

- ▶ Q5で「活用する」と回答した自治体（n=142）に対し、理由を訊いたところ、「無料だから」が最も多く、86.6%（123自治体）、次いで「安心して処理委託できる」が71.8%（102自治体）とシステムを評価した理由が挙げられ、次いで、「自らの処理では処理能力が足りない」が38.7%（55自治体）、「近隣に適切な産業廃棄物業者がいない」・「売却できない」がともに6.3%（9自治体）と自らの事情に関する理由が続いた。（図15）

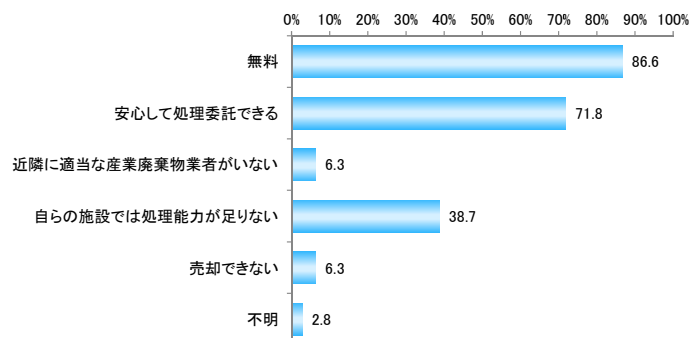


図15 二輪車リサイクルシステムを活用する理由（n=142）

【Q5-2】 今後の廃棄見込みをお教えてください

- ▶ Q5 で「活用する」と回答した自治体 (n=142) に対し、今後の廃棄見込みを聞いたところ、88.0% (125 自治体) が「わからない」と回答したが、12.0% (17 自治体) が「廃棄見込みあり」とした。(図 16)

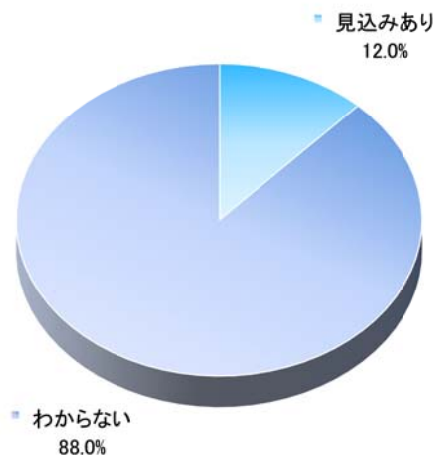


図 16 廃棄見込みの有無 (n=142)

【Q5-3】 活用しない理由は次のうちどれですか (MA)

- ▶ Q5 で「活用しない」と回答した自治体 (n=267) に対し、その理由を聞いたところ、「自らが排出者となることは無いため」が最も多く、82.8% (221 自治体) であり、「売却するため」が 9.0% (24 自治体) であった。(図 17)

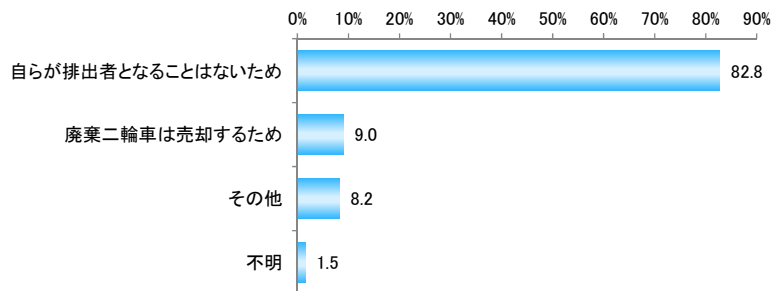


図 17 二輪車リサイクルシステムを活用しない理由 (n=267)

- ▶ 「その他」の回答は以下のとおり（括弧内は同じ回答が2以上の場合の数）。

二輪リサイクル現行システムに関するもの（計8件）：

- 指定引取場所が遠方であるため(3)
- 離島のため指定引取場所までの輸送が困難
- 島内に廃棄二輪車取扱店がないため
- 二輪車リサイクルシステムに参加している事業者以外が販売した車両と参加事業者の販売した車両とで市民に混乱を招くため
- 対象でない車両がほとんどのため
- 不法投棄物であり、引取基準に適合していない、完全な状態でないものである

自治体の事情・効率性等によるもの（計16件）：

- 輸送コストがかかるため(5)
- 保管場所の確保が出来ないため(2)
- 二輪車の引き取り台数が少ない（指定引き取り場所に持ち込むよりも焼却場での処理の方が効率的であるため等）(2)
- 過去に事例がないため、わからない(2)
- 現在の取扱いを継続（原付のみ）
- 本制度を活用するかは未定だが、本制度の活用にあたっては、ストックヤードの確保や指定引取場所への搬入等の問題について、考えていく必要がある
- 特別回収で取り扱うバイクは、再使用に耐えられないような状態のもの。リサイクル可能な状態のバイクはバイク販売店に持ち込まれることがほとんど
- 処理場を共同で運用している近隣自治体との協議が済んでいないため
- 人員不足

3-4 放置車両について

(1) 放置車両の有無、台数、放置場所

注)「放置車両」とは、所有者に車両を使用する意思はあるものの、駅前駐車場などに長期間放置されているもので、ナンバープレートがついている。

【Q7】 貴自治体所轄エリアに放置車両はありますか (撤去後、引取主が現れなかった放置車両について記入ください) (SA)

- ▶ 放置車両の有無については、「ない」との回答が最も多く 37.1% (318 自治体)、次いで「把握していない」が 35.7% (306 自治体)、「ある」が 25.7% (220 自治体)であった。(n=856) (図 18)

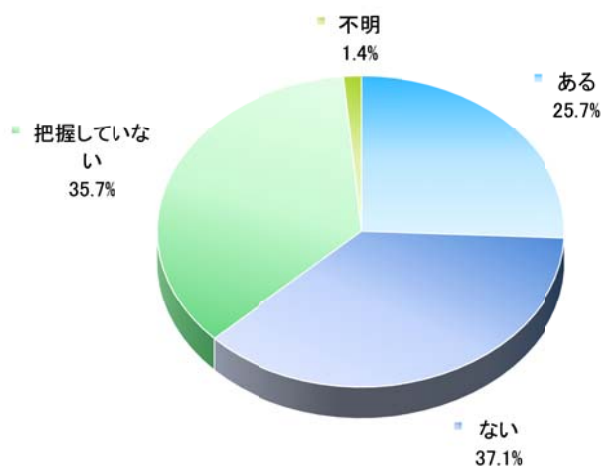


図 18 放置車両の有無 (n=856)

【Q7-1】 具体的な台数をお書きください

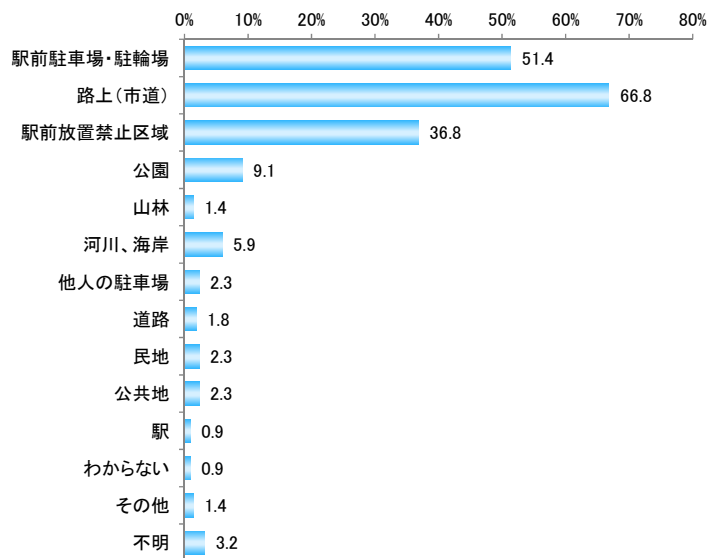
- ▶ 平成 24 年、23 年、22 年の各年における不法投棄車両台数を訊いたところ、1 自治体あたり、平均およそ 20~23 台であり、台数を回答した自治体の台数を合計したところ、およそ年あたり 3,200~3,600 台強であった。平均台数、合計台数ともに年々減じている。(n=220) (表 4)

表 4 放置車両台数

年	台数を「把握している」	台数を「把握していない」	把握している		
			平均台数	最大台数	台数計
24	167	53	19.1	593	3,190
23	160	60	21.41	941	3,426
22	158	62	23.06	1,187	3,463

【Q7-2】 放置車両のある具体的な場所はどこですか (MA)

- ▶ 放置車両があると回答した自治体 (n=220) のうち、放置場所として、「駅前駐車場・駐輪場」を選択したものは、51.4% (113 自治体)、「路上 (市道)」は 66.8% (147 自治体)、「駅前放置禁止区域」が 36.8% (81 自治体) であった。また、その他で記入の有った内容では、公園、河川・海岸、が多くみられた。(図 19)



注) 「その他」の回答結果より、回答選択肢として、以下を追加した。

「公園」、「山林」、「河川、海岸」、「他人の駐車場」、「道路」、「民地」、「公共地」、「駅」、「わからない」。これらに当てはまらない回答を「その他」として集計。

図 19 放置場所 (n=220)

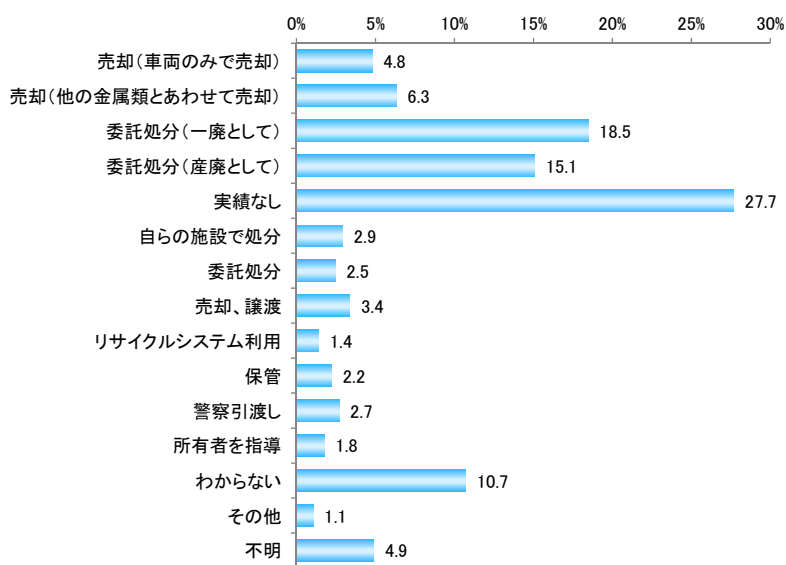
- ▶ 「その他」の回答は以下のとおり。

- アーケード
- 市内全域

(2) 放置車両の扱い

【Q8】 放置車両は、撤去後、引取主が現れない場合、どのように取り扱いますか
実績がある場合、平成 24 年度分についてお教えてください（平成 24 年度分が無ければ平成
23 年度分、または、22 年度分をご記入ください）（MA）

- ▶ 回答選択肢「その他」にて「実績なし」と回答した自治体が 27.7%（237 自治体）と最も多く、売却よりは委託処分が多く、その他に見られる扱いとしては、自らの施設で処分、保管、警察への引き渡し等であった。（n=856）（図 20）



注) 「その他」の回答結果より、回答選択肢として、以下を追加した。

「実績なし」、「自らの施設で処分」、「委託処分（廃棄物区分不明）」、「売却・譲渡」、「警察に引き渡し」、「わからない」。これ以外を「その他」として集計。

図 20 放置車両撤去後の扱い（n=856）

- ▶ 「その他」の回答は以下のとおり（括弧内は同じ回答が 2 以上の場合の数）。

- その都度対応
- 県／県産廃協会が実施する不法投棄ごみ撤去事業にて実施
- 島外処分を勧めている
- 車両の状況等により異なる
- 処理等の方法について現在検討中(2)
- 二輪車販売店に相談・処理依頼(2)

放置車両を売却する際の条例の有無について、条例の有無を訊いた Q10 の回答とクロス集計を行ったところ、売却と答えた 92 自治体中、条例の定めによらないものが半数を超え、52.2%（48 自治体）であった。（表 5）

表 5 Q8 で売却と回答した自治体×Q10 の条例の有無

	合計	Q10.問 8 の取扱いは条例の定めによるものですか		
		はい	いいえ	無回答
Q8 で放置車両を「売却」と回答 全体	92	42	48	2
	100.0	45.7	52.2	2.1

【Q9】 放置車両を撤去した場合、ナンバープレート等によって所有者確認及び盗難届出確認を実施しますか (SA)

- ▶ Q8 で回答を得られた自治体 (n=814) のうち、放置車両撤去後の所有者確認、盗難届出確認の実施については、87.8% (715 自治体) が「実施する」としており、「実施しない」は、10.2% (83 自治体)、であった。(図 21)

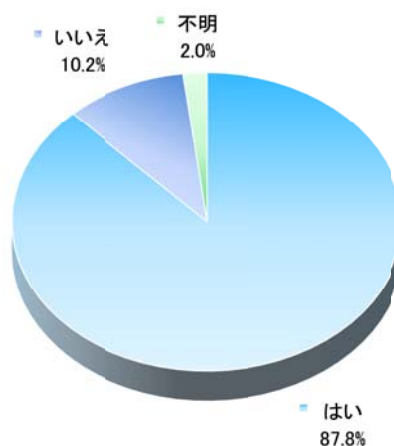


図 21 撤去後の所有者確認及び盗難届出確認実施の有無 (n=814)

【Q10】 問 8 の取扱いは条例の定めによるものですか (SA)

- ▶ Q8 の回答者 (n=814) のうち、放置車両の撤去後の取扱い条例の定めが「ある」が 21% (171 自治体)、「ない」が 77.0% (627 自治体) であった。(図 22)

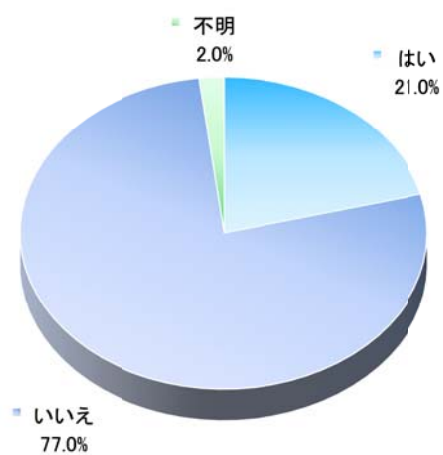


図 22 撤去後の扱に関する条例の有無 (n=814)

3-5 不法投棄車両について

(1) 不法投棄車両の有無、台数、場所

注)「不法投棄車両」とは、所有者等が使用する意思を失くした車両を河川敷や山中などに投棄されたもので、ナンバープレートがついていない。

【Q12】 貴自治体所轄エリアに不法投棄車両はありますか（撤去後、引取主が現れなかった放置車両についてご記入ください）（SA）

- ▶ 不法投棄車両が「ある」と回答した自治体は、全体の 28.6%（245 自治体）で、「ない」が 35.9%（307 自治体）、「把握していない」が 34.8%（298 自治体）であった。（n=856）（図 23）

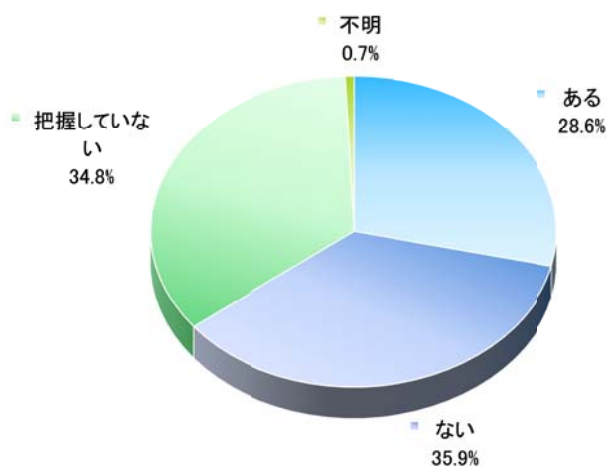


図 23 不法投棄車両の有無 (n=856)

【Q12-1】 具体的な台数をお書きください

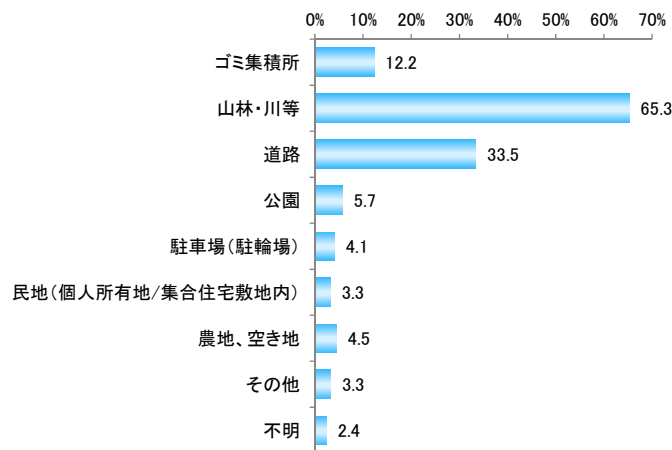
- ▶ 平成 24 年、23 年、22 年の各年における不法投棄車両台数を訊いたところ、1 自治体あたり、平均 6 台強であり、台数を回答した自治体の台数を合計したところ、一千台強であった。（表 6）

表 6 不法投棄台数

年	台数を「把握している」	台数を「把握していない」	把握している		
			平均台数	最大台数	台数合計
24	164	81	6.25	101	1,025
23	153	92	6.67	96	1,021
22	142	103	6.59	114	936

【Q12-2】 車両のある具体的な場所はどこですか (MA)

- ▶ Q12 で不法投棄があると回答した自治体 (n=245) に対し、不法投棄場所を訊いたところ、「ごみ集積所」は 12.2% (30 自治体) であったが、「山林・川等」が 65.3% (160 自治体)、「道路」が 33.5% (82 自治体) であった。(図 24)



注) 「その他」の回答結果より、回答選択肢として、以下を追加した。

「道路」、「公園」、「駐車場 (駐輪場)」、「民地」、「農地、空き地」。これ以外を「その他」として集計。

図 24 不法投棄場所 (n=245)

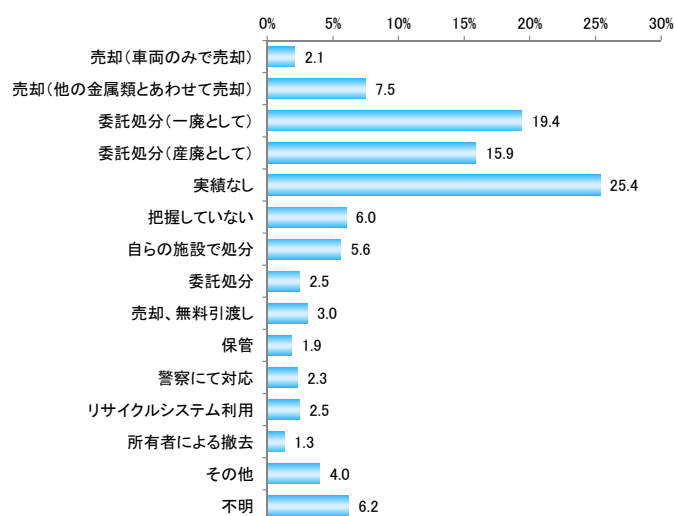
- ▶ 「その他」の回答は以下のとおり (括弧内は同じ回答が 2 以上の場合の数)。

- 高架下(2)
- 神社
- 交番
- 放置禁止区域
- 市内全域

(2) 撤去後の不法投棄車両の扱い

【Q13】 不法投棄車両は、撤去後、引取主が現れなければどのように取り扱っていますか
実績がある場合、平成 24 年度分についてお教えてください（平成 24 年度分が無ければ平成
23 年度分、または、22 年度分をご記入ください）（MA）

- ▶ 回答選択肢「その他」にて「実績なし」と回答した自治体が 25.4%（217 自治体）と最も多く、放置車両と同様に、売却よりは委託処分が多く、その他に見られる扱いとしては、自らの施設で処分、保管、警察への引き渡し等であった。（n=856）（図 25）



注) 「その他」の回答結果より、回答選択肢として、以下を追加した。

「実績なし」、「把握していない」、「自らの施設で処分」、「委託処分（廃棄物区分不明）」、「売却・無料引き渡し」、「警察にて対応」、「リサイクルシステム利用」、「所有者による撤去」。これ以外を「その他」として集計。

図 25 不法投棄車両撤去後の扱い（n=856）

- ▶ 「その他」の回答は以下のとおり（括弧内は同じ回答が 2 以上の場合の数）。

- その都度対応(2)
- 車両の状況等により異なる
- 地権者と連絡が取れないので放置したまま
- 予算の都合上、撤去はしない
- 河川管理者の県が撤去処分
- 期間を定めて告示をした後撤去。一定期間の保管の後、処分するもの
- 県産廃協会不法投棄物撤去キャンペーンに便乗
- 不法投棄物・廃棄物として処理(3)
- 島内には廃棄二輪車取扱店がないので島外処理を勧めている。
- 取扱店に相談・引き渡し(2)

【Q14】 問 13 の取扱いは条例の定めによるものですか (SA)

- ▶ Q13 で回答のあった自治体 (n=803) に対し、条例が取扱いの根拠となっているかを聞いたところ、「はい」が 9.2% (74 自治体)、「いいえ」が 87.3% (701 自治体) であった。(図 26)
- ▶ Q13 で、撤去後の不法投棄車両を「売却」とした自治体 (車両のみ、他の金属類とあわせて、売却・無料引き渡し、を合算し 80 自治体)

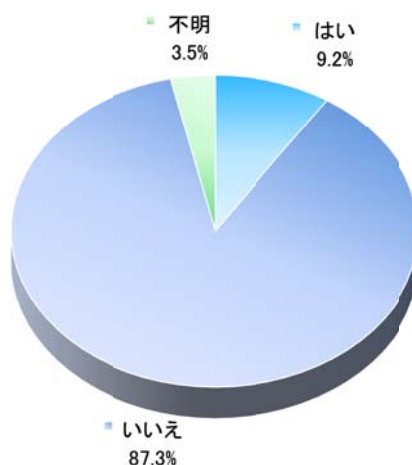


図 26 不法投棄車両の扱いに関する条例の有無 (n=803)

不法投棄車両を撤去後売却する際の条例の有無について、条例の有無を聞いた Q14 の回答とクロス集計を行ったところ、売却と答えた 80 自治体中、条例の定めによらないものが 82.5% (66 自治体) であった。(表 7)

表 7 Q13 で売却と回答した自治体×Q14 の条例の有無

		Q14.問 13 の取扱いは条例の定めによるものですか		
		はい	いいえ	無回答
Q13 で不法投棄車両を「売却」と回答	全体	80	66	2
		100.0	82.5	2.5

3-6 その他

【Q15】 貴自治体において適正処理が困難な廃棄物がありますか（特に困難と思われる上位3品目。例：スプリングマットレス、医療器具、農薬、化学薬品、溶剤塗料...等）(SA)

- ▶ 全回答自治体（n=856）のうち、78.7%（674自治体）が、適正に処理することが困難な廃棄物が「ある」と回答し、「ない」は、20.2%（173自治体）であった。（図27）

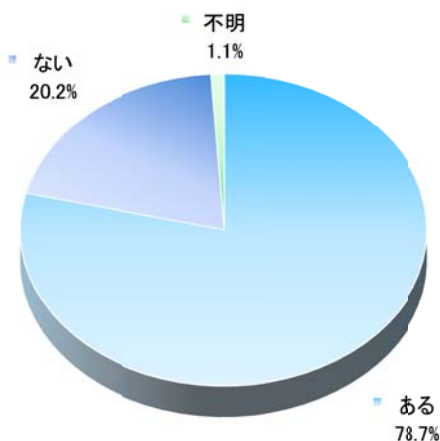


図 27 適正処理が困難な廃棄物の有無（n=856）

【Q15-1】 具体的な品目は何ですか。また、その品目が適正処理困難な理由をお書きください。上位3品目までご記入いただけます

- ▶ Q15で「ある」と回答した自治体78.7%（674自治体）が挙げた数（回答個数）は、2,017あり、類似品目で分類したところ、37品目と「その他」であった。最も多く見られた品目は、農薬類、化学薬品であり、タイヤ、医療系廃棄物、スプリングマットレス、塗料・溶剤、ガスボンベ、消火器と続いた。これら品目について挙げられた困難な理由は、「処理設備が無い」、が最も多く、次いで、「収集に危険が伴う」、であった。（表8）

表 8 適正処理が困難な廃棄物及び困難な理由

		Q15-1②適正処理困難な理由（統合）【複数回答：理由を回答された回答個数】											
		品目の回答個合計	処理設備がない	収集に危険が伴う（火災や爆発など）	処理設備が損傷する	収集が困難である（一人で収集が困難、手間が係る）	処理方法がわからない	解体・処理が困難	感染や危険を伴う	引取・処理経費がかかる	適正処理困難物	その他	無回答
理由の回答個数合計		2633	1214	539	280	213	175	52	41	31	19	66	3
理由別：品目の回答個合計		2017	1391	653	315	237	213	54	45	34	24	68	3
Q15-1① 廃棄物品目 【複数回答：品目を回答された回答個数】	農薬類	231	173	108	17	11	56	3	8	3	5	3	1
	化学薬品	225	175	133	21	17	59	4	7	0	5	3	0
	タイヤ	162	137	5	18	23	1	1	0	4	2	9	0
	医療系廃棄物	132	78	87	5	11	24	0	14	0	0	4	1
	スプリングベッド・マットレス	122	61	3	35	28	1	22	0	0	0	3	0
	塗料・溶剤	112	86	36	14	8	21	1	2	1	2	4	0
	ガスボンベ（缶含む）	112	59	94	19	4	7	0	3	2	1	1	0
	消火器	106	74	47	10	3	2	0	1	2	3	7	0
	バッテリー	91	77	18	12	6	3	0	1	1	2	3	0
	瓦礫・土砂類	87	71	0	17	10	5	0	0	0	0	4	0
	廃油類	75	46	46	5	6	9	0	0	0	1	2	0
	コンクリート類	68	60	0	14	3	2	0	0	0	0	2	0
	金属塊	55	39	1	23	12	3	2	0	0	0	0	0
	爆発・破裂物	37	10	32	12	1	3	1	2	1	1	0	0
	農機具	35	29	6	4	13	6	0	0	1	0	1	0
	楽器	31	9	1	7	21	0	2	0	1	0	1	1
	その他家電	27	10	4	9	7	3	6	0	1	0	0	0
	自動車部品	25	21	2	3	5	0	0	0	0	0	1	0
	木材類	23	13	0	13	4	0	2	0	0	0	3	0
	石膏類	22	18	1	3	0	1	0	1	1	0	0	0
	家リ法対象	18	9	0	0	3	0	0	0	5	1	3	0
	家具類	16	8	0	2	5	0	3	0	0	0	0	0
	オートバイ	16	15	1	3	5	0	0	0	0	0	1	0
	産業廃棄物	13	7	3	2	2	0	0	0	1	0	2	0
	火薬類	12	4	12	4	1	1	0	0	0	0	0	0
	自動車	11	11	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0
	FRP製品	11	7	0	4	1	1	0	1	0	0	0	0
	水銀含有ごみ	10	4	1	2	0	1	0	2	3	0	1	0
	パソコン	7	3	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0
	ビニール製品	6	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	電池	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
P C B	4	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
ガラス・陶磁器	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
スキー	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
布団類	3	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	
海岸漂着物	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
自転車	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
その他	93	57	9	25	17	4	6	2	4	1	7	0	
無回答	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	

注) Q15 で二輪車（バイク）を挙げた自治体のうち、

- ① Q1 で廃棄二輪車を「引き取っている」とした 2 自治体は、50cc までの車両を引取っているが、不法投棄等に対応せざるを得なくなった 51cc 以上の車両について取扱いの困難性を訴えている。
- ② Q1 で廃棄二輪車を「引き取っている」としたのは、1 自治体（離島）。
- ③ Q1 で廃棄二輪車を「引き取っていない」とした自治体（12 自治体）は、全て、バイクを適正処理困難物に指定、と答えており、Q15 を適正処理困難物の品目として記載した可能性がある。

「その他」の回答は以下の通り。

- 建築廃材（解体ごみ含む）(39)
- 住宅設備（浴槽、畳）(9)
- 焼却灰(5)
- 漁具類（漁網、海苔網含む）(5)
- 線類（ケーブル、延長コード、針金、ワイヤー）(3)
- ホームタンク(2)
- 蛍光管(2)
- 不明
- 断熱材
- くぎ針等
- コンプレッサー
- ステンレス製の廃棄物
- パレット
- ハンガー
- ビデオテープ
- フライパン
- 一部事務組合で収集できないもの全般
- 引っ越し多量ごみ
- 火山灰
- 鞆、靴
- 広域圏組合施設の受入基準に合わないもの
- 混合ごみ
- 祭礼用だんじりのコマ
- 樹脂製波板
- 生ごみ
- 生石灰
- 船舶
- 大型動物の処理（くじら等）
- 大量の草木
- 天日タンク
- 特別管理一般廃棄物
- 破砕機に入らず、分解が困難なもの
- 不燃性粗大ごみ
- 金属製のロッカー
- 置物等

参考) アンケート調査票

回答要領
 回答は、公益社団法人全国都市清掃会議ホームページの「お知らせ」欄に掲載する「使用済み二輪車流通実態調査・認知度調査(オートバイの廃棄に関する実態調査)」のお願いからご回答ください。なお、ご回答に際しては、IDとパスワードが必要です。IDは、送付封筒のラベル右下の5桁の番号、パスワードは、「2013」W m a」の8桁です。IDとパスワードを入力してからご回答ください。
 公益社団法人全国都市清掃会議 <http://www.jama-tokyo.or.jp/>

調査票の回答は、Webページ上でお願いいたします。Webページ上で回答いただけない場合のみFaxでご返送ください。送付先は、公益社団法人全国都市清掃会議 FAX 03-3812-4731です。Webでご回答いただいた場合、Faxでの返信は不要です。

情報の扱い
 本調査で把握した情報については、統計情報として使用し、市町村名は明らかにいたしません。

個人情報の保護
 ご回答者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づき、適切な取扱いをいたします。アンケート調査は、株式会社佐野環境都市計画事務所及び株式会社エスミにて実施いたしますが、個人情報保護に関し、万全の措置を行ってまいります。

設問中の回答者名・Emailアドレス、関連部署名・Emailアドレスの扱い
 回答された連絡先等情報については、公益社団法人自動車リサイクル促進センター二輪事業部が「二輪車リサイクルシステム」のご案内や二輪車リサイクルに関する情報等を提供させて頂く際活用いたします。予めご了承の程お願い申し上げます。

結果の扱い
 本調査の結果については、後日とりまとめ、ご回答いただいた市区町村にEmailで送付いたします。また、公益社団法人全国都市清掃会議HPに掲載する予定です。

問い合わせ先
 ●本調査の内容に関する問い合わせ先は以下のとおりです。
 公益社団法人全国都市清掃会議 東京都文京区本郷3-3-11
 担当: 調査普及部 小川、葉山 電話: 03-5804-8281

●Web回答に関する技術的なお問い合わせは以下のとおりです。
 株式会社エスミ 東京都中野区本町4-44 1c-1 リック中野ビル4F
 担当: 伊藤、山城 電話: 03-5385-7321 E-mail:jwma@esumijp

質問回答票

※個人情報につきましては本調査の目的以外に使用することはありません。

①自治体コード	②自治体名	③所属部署名
④回答者氏名	⑤連絡先電話番号	⑥部署のEmailアドレス(※部署のEmailアドレスが無い場合は、個人Emailアドレス)

【ご質問】 該当する回答の番号を選択し、必要箇所文字および数値を入力してください。

I 「使用済み二輪車(オートバイ)の取扱いについて

問1 住民から廃棄二輪車(オートバイ)を引き取っていますか

1. はい

問1-1 引取車両の種類は次のうちいずれですか 1. 50cc以下のみ 2. 51cc以上のみ 3. すべての種類

問1-2 引取台数は約何台ですか(具体的に) 1. H24年度 _____台/年
 2. H23年度 _____台/年
 3. H22年度 _____台/年
 4. 把握していない

問1-3 引取車両はどのように扱いますか(あてはまるものすべてに○)
 1. 売却 (←あてはまるものすべてに○) 1. 資源業者に売却
 2. 産廃業者に委託処分 2. 中古車買取業者に売却
 3. 自らの施設で処分

2. いいえ

問1-4 二輪車(オートバイ)を適正処理困難物に指定していますか
 1. はい (←あてはまるものに○) 1. 条例がある
 2. 条例はない
 3. 条例はないが、要綱等で指定

2. いいえ

問1-5 次の引取先を紹介していますか
 1. はい (←あてはまるものすべてに○) 1. 近隣の産廃業者
 2. 二輪車販売店
 3. 『二輪車リサイクルシステム』ホームページURL、コールセンター電話番号等

2. いいえ

II 「二輪車(オートバイ)リサイクルシステム」について

問2 『二輪車リサイクルシステム』についてご存知ですか

1. 知らなかった

問2-1 住民への案内方法はどのようなものですか(あてはまるものすべてに○)
 1. 問合せ時に口頭案内
 2. HPに掲載
 3. ごみカレンダー・ごみの出し方冊子に掲載

2. 知っている

問2-2 貴自治体が排出者となり、二輪車リサイクルシステムに処理を依頼したことはありますか。
 1. ある
 2. ない

問3 『二輪車リサイクルシステム』では、自治体が排出者となって廃棄する場合の「自治体登録制度」があることをご存知ですか
 1. 知っている
 2. 知らない

問4 『二輪車リサイクルシステム』を利用する場合、2011年10月より、処理・再資源化費用が無料となったことをご存知ですか
 1. 知っている
 2. 知らない

III 「二輪車(オートバイ)リサイクルシステム」の利用について

問5 2011年10月以降『二輪車(オートバイ)リサイクルシステム』の指定引取場所に持込まれた廃棄二輪車(オートバイ)は費用を廃棄時徴収されることなく引き取られています。貴自治体は、今後、この制度を活用しますか(活用実績のある自治体の場合は、「1.活用する」を選択してください。)

1. 活用する

問5-1 活用する理由は次のうちどれですか(あてはまるものすべてに○)
 1. 無料
 2. 安心して処理委託できる
 3. 近隣に適当な産廃業者がない
 4. 自らの施設では処理能力が足りない
 5. 売却できない
 6. その他(具体的に_____)

問5-2 今後の廃棄見込みをお教えください(具体的に)
 1. _____年度に _____台程度を廃棄する見込み
 2. わからない

2. 活用しない

問5-3 活用しない理由は次のうちどれですか(あてはまるものすべてに○)
 1. 自らが排出者となることはないため
 2. 産廃二輪車は売却するため
 3. その他(具体的に_____)

3. わからない

IV 放置車両：「使用済み二輪車(オートバイ)」について

※「放置車両」とは、所有者に車両を使用する意思があるものの、駅前駐車場などに長期間放置されているもので、ナンバープレートがついている。

問6 放置車両のご担当部門についてご記入ください。

1. 記入者と同じ
2. 記入者とは異なる部署(部署名等をご記入下さい。部署名は3か所までご入力いただけます。)
部署名
電話番号
部署のEmail

※ご担当部門に対して、後日、(公財)自動車リサイクル促進センター二輪事業部より二輪車リサイクルに関するご案内を差し上げることがあります。ご了承ください。

		部署名	
		電話番号	
		部署のEmail	
		部署名	
		電話番号	
		部署のEmail	

問7 貴自治体轄エリアに放置車両はありますか（撤去後、引取主が現れなかった放置車両について記入ください）

1. ある ……………→ **問7-1** 具体的な台数をお書きください。

1. 平成24年約 _____ 台
2. 平成23年約 _____ 台
3. 平成22年約 _____ 台
4. 把握していない

……………→ **問7-2** 放置車両のある具体的な場所はどこですか（あてはまるものすべてに○）

1. 駅前駐車場・駐輪場
2. 路上（市道）
3. 駅前放置禁止区域
4. その他（具体的に _____ ）

2. ない
3. 把握していない

問8 放置車両は、撤去後、引取主が現れない場合、どのように取り扱いますか（あてはまるものすべてに○、単位はいずれかに○）
実績がある場合、平成24年度分についてお教えください（平成24年度分が無ければ平成23年度分、または、22年度分をご記入ください）

1. 売却（車両のみで売却） 売却額：（H ____年度） _____ (1. ¥/台 2. ¥/t)
2. 売却（他の金属類とあわせて売却） 売却額：（H ____年度） _____ (1. ¥/台 2. ¥/t)
3. 委託処分（一處として） 処分費：（H ____年度） _____ (1. ¥/台 2. ¥/t)
4. 委託処分（産廃として） 処分費：（H ____年度） _____ (1. ¥/台 2. ¥/t)
5. その他（具体的に _____ ）

問9 放置車両を撤去した場合、ナンバープレート等によって所有者確認及び盗難届出確認を実施しますか 1. はい 2. いいえ

問10 問8の取扱いが条例の定めによるものですか 1. はい 2. いいえ

V 不法投棄車両「使用済み二輪車（オートバイ）」について**
**「不法投棄車両」とは、所有者等が使用する意思を失った車両を河川敷や山中などに投棄されたもので、ナンバープレートがついていない。

問11 不法投棄車両のご担当部門についてご記入ください。

※ご担当部門に対して、後日、(公財)自動車リサイクル促進センター二輪車事業部より二輪車リサイクルに関するご案内を差し上げることがあります。ご了承ください。

1. 記入者と同じ	
2. 記入者とは異なる部署（部署名等をご記入下さい。部署名は3か所までご入力いただけます。）	
部署名	
電話番号	
部署のEmail	
部署名	
電話番号	
部署のEmail	
部署名	
電話番号	
部署のEmail	

問12 貴自治体轄エリアに不法投棄車両はありますか（撤去後、引取主が現れなかった放置車両についてご記入ください）

1. ある ……………→ **問12-1** 具体的な台数をお書きください。

1. 平成24年約 _____ 台
2. 平成23年約 _____ 台
3. 平成22年約 _____ 台
4. 把握していない

……………→ **問12-2** 車両のある具体的な場所はどこですか（あてはまるものすべてに○）

1. ゴミ集積所
2. 山林・川等
3. その他（具体的に _____ ）

2. ない
3. 把握していない

問13 不法投棄車両は、撤去後、引取主が現れなければどのように取り扱っていますか（あてはまるものすべてに○、単位はいずれかに○）
実績がある場合、平成24年度分についてお教えください（平成24年度分が無ければ平成23年度分、または、22年度分をご記入ください）

1. 売却（車両のみで売却） 売却額：（H ____年度） _____ (1. ¥/台 2. ¥/t)
2. 売却（他の金属類とあわせて売却） 売却額：（H ____年度） _____ (1. ¥/台 2. ¥/t)
3. 委託処分（一處として） 処分費：（H ____年度） _____ (1. ¥/台 2. ¥/t)
4. 委託処分（産廃として） 処分費：（H ____年度） _____ (1. ¥/台 2. ¥/t)
5. その他（具体的に _____ ）

問14 問13の取扱いが条例の定めによるものですか 1. はい 2. いいえ

VI その他

問15 貴自治体において適正処理が困難な廃棄物はありますか（特に困難と思われる上位3品目。例：スプリングマットレス、医療器具、農薬、化学薬品、溶剤塗料…等）

1. ある ……………→ **問15-1** 具体的な品目は何か。また、その品目が適正処理困難な理由をお書きください。上位3品目までご記入いただけます。）

1. 廃棄物の品目 (_____)
2. 適正処理困難な理由（あてはまるものすべてに○）

1. 収集に危険が伴う（火災や爆発など）
2. 収集が困難である（一人で収集が困難、手間が係る）
3. 処理設備がない
4. 処理設備が損傷する
5. 処理方法がわからない
6. その他（具体的に _____ ）

1. 廃棄物の品目 (_____)
2. 適正処理困難な理由（あてはまるものすべてに○）

1. 収集に危険が伴う（火災や爆発など）
2. 収集が困難である（一人で収集が困難、手間が係る）
3. 処理設備がない
4. 処理設備が損傷する
5. 処理方法がわからない
6. その他（具体的に _____ ）

1. 廃棄物の品目 (_____)
2. 適正処理困難な理由（あてはまるものすべてに○）

1. 収集に危険が伴う（火災や爆発など）
2. 収集が困難である（一人で収集が困難、手間が係る）
3. 処理設備がない
4. 処理設備が損傷する
5. 処理方法がわからない
6. その他（具体的に _____ ）

2. ない

質問は以上です。ご協力誠にありがとうございました

■ 本報告書に関するお問合せ ■

(公社) 全国都市清掃会議 調査普及部

東京都文京区本郷 3 丁目 3-11

電話 : 03-5804-6281

FAX : 03-3812-4731